

平成 29 年 5 月 19 日現在

機関番号：32686
研究種目：基盤研究(C) (一般)
研究期間：2014～2016
課題番号：26380016
研究課題名(和文) 法的状態構築義務としての遵法義務の基礎理論研究

研究課題名(英文) Duty to Build a Juridical State

研究代表者

瀧川 裕英 (TAKIKAWA, Hirohide)

立教大学・法学部・教授

研究者番号：50251434

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、法に従う義務である遵法義務を、法的状態を実現する義務として理解した上で、法的状態の根本的な契機を理論的に解明し、法的状態を実現する義務の正当化根拠を探求することにある。従来提示された諸理論を批判的に検討した上で、本研究は、法的状態を実現する義務の正当化根拠が、個人の独立としての自由を尊重する義務であることを示した。その法的状態を実現する手段として、国家には消極的意義と積極的意義があるものの、法的状態を実現するためには不十分であることを示し、結論として、地球共和国が要請されることを示した。

研究成果の概要(英文)： In order to construct a fundamental theory of law and state and consider whether we have a moral duty to obey the law, this research aims to explore what a legal state is and why we have a moral duty to achieve it. This research examines various kinds of arguments that might support political obligation, and then shows that we have a moral duty to realize a legal state because we have a moral duty to respect each one's liberty as independence. It is certain that states play a positive role to actualize the legal state, but it fails to achieve a perfect legal state. This research concludes that the global republic is necessary to reach a global legal state.

研究分野：法哲学

キーワード：遵法義務 政治的責務 法的状態 自然状態 国家 地球の正義 刑罰

1. 研究開始当初の背景

「誤った判決になぜ従わねばならないのか」「悪法に従う義務はあるか」という遵法義務・政治的責務をめぐる問いは、少なくともプラトンの対話篇『クリトン』以来、法哲学の根本的アポリアでありつづけてきた。この古典的問題に回答する古典的理論たる同意論(社会契約説)に代えて、国家が提供する利益によって政治的責務を正当化する利益論、R・ドゥオーキンや共同体論者が提唱する関係的責務論、J・ロールズが提示する正義の自然義務論など、現在では多彩な理論が展開されている。他方で、一般的な政治的責務の存在を否定する議論も、J・ラズやJ・シモンズ等によって精力的に展開されている。

翻って国内では、この40年ほどは法哲学の知的資源の多くが正義論へと注がれてきたが、近時特に若手研究者を中心にして、政治的責務論に対する学問的関心が急速に高まりつつあり、関連する研究業績が逐次公表されつつある。

研究代表者は2003年以来、政治的責務研究に本格的に取り組んできた。論文"Can We Justify the Welfare State in an Age of Globalization? : Toward Complex Borders"を皮切りに、多数の邦語・英語論文を通じて、現在の有力説である関係的責務論・同意論・フェアプレイ論を批判的に考察してきた。

また、従来明確に区別されてこなかった政治的責務と遵法義務を、前者を国家に対する義務、後者を法に対する義務として明確に区別した上で、法的状態を実現するという目的を達成するための手段として政治的責務を位置づける研究を国内外で公表してきた。こうした研究の過程で、なぜ法的状態が要請されるのかという根本的な問題を考察していく中で、一種の学問的ブレイクスルーとして、人間が死すべき存在であるという事実こそが政治的責務の基盤にある、という着想を得た。これは従来の研究では見逃されていたが根源的な点であり、その着想の一部を既に国際学会において報告してきた。

2. 研究の目的

本研究の目標は、以上のような学術的背景や研究成果を踏まえた上で、第一に、法的状態とはいかなる状態であるかを正確に規定し、第二に、法的状態を構築する義務の根拠を解明することにある。より具体的な目標として、以下の3点を挙げることができる。

(1) 法的状態の自由論的解釈

国家が個人にもたらす利益によって政治的責務を正当化する議論(利益論)が、多様な形態を取りながら提示されてきた。だが、こうした諸理論が前提とする<国家状態は自然状態に比べて万人にとって利益となる>というテーゼ自体に問題があることが分かってきた。そこで、自然状態と国家状態を

対比するという利益論の着想を活かしつつ、その問題点を乗り越えるために、法的状態における利益ではなく自由に着目して、理論を再構築していく。特に、<法的状態は、万人の共和主義的自由を保障することにある>という理論仮説を厳密に検討し、正当化する。

(2) 遵法義務の存在論的再検討

自然状態が戦争状態であり自然状態から抜け出すために国家が要請されることを示すために、従来有力に主張されてきたのは、人間の高慢である。人間が他人との比較で優位でありたいと思う心情が人々を闘争状態に陥らせるという主張が、たとえばゲーム理論を援用することによって提示されてきた。これに対して本研究が検討するのは、<人間が死すべき存在であるといういわば存在論的事実こそが、法的状態を要請する>という理論仮説である。この理論仮説の独自性と妥当性を、他の理論仮説と厳密に比較検討し、明らかにする。

(3) 法的状態における匡正的正義の定位

『人倫の形而上学』でカントは、法的状態とは「配分的正義の下にある社会」と述べてきた。これに対して、本研究は、法的状態の特質を配分的正義ではなく匡正的正義に見出すことで、法的状態を構築する義務を正当化することを試みる。その際、カントの議論を否定するのではなく、むしろカントの議論を正確に解釈するならば、法的状態とは匡正的正義が貫徹された状態だとカント自身主張していることを示す。

以上の3点を検討し解明することによって、法的状態を構築する義務の根拠を明らかにする。

3. 研究の方法

以上の研究目的を達成するために、本研究は、三つの作業を行った。

(1) 遵法義務正当化論の自由論へと転換

第一に、政治的責務正当化論における利益論を遵法義務正当化論の自由論へと転換することを図った。政治的責務を、国家が諸個人にもたらす利益によって正当化する議論(利益論)が、フェアプレイ論、合理性論、感謝論、功利主義、危害原理論、慈善義務論などの形態を取りながら有力に提示されてきた。しかし、こうした諸理論が前提とする<国家状態は自然状態に比べて万人にとって利益をもたらす>というテーゼはそのままの形では維持できない。このテーゼの諸問題について、包括的な検討を行った。

特に、<法的状態は自然状態に比べて万人にとって望ましい状態である>という利益論の着想を活かすために、法的状態における利益ではなく、そこで保障される自由に着目して理論的再構築を行った。自由とは多義的で論争的な概念であるが、この文脈で保障さ

れるべき自由とは、消極的自由・積極的自由と対比され第三の自由と呼ばれることもある、いわゆる共和主義的自由である。＜法的状態の意義は、共和主義的自由を保障することにある＞という理論仮説を、関連文献を精査しながら厳密に検討した。

(2) 政治的責務の存在論的転回

第二に、政治的責務の存在論的転回を遂行した。自然状態を戦争状態として描き出したホプズの理論について、その根拠と妥当性が従来議論的となってきた。本研究では、人間に関する基本的想定の中でもむしろ、＜人間が死すべき存在である＞という事実こそが、自然状態を戦争状態にする根源的な要因であるという理論仮説を、関連文献を精査しながら厳密に検証した。

具体的には、ゲーム理論の枠組みにおいて、「プレイヤーの死」が何を意味するかを検討し、自然状態の多様な解釈のそれぞれにおいて、人間が死すべき存在であるという事実がどのように組み込まれ、そのことでゲームがどのように変化するかを検討した。

(3) 法的状態における匡正的正義の位置づけ

第三に、法的状態における匡正的正義の位置づけを検討した。法的状態に関して最も影響力のある考察を行ったカントによれば、法的状態とは「配分的正義の下にある社会」である（『人倫の形而上学』）。この配分的正義の意義を精査すると共に、法的状態における匡正的正義の位置づけを検討した。特に、犯罪に対する報いとしての応報が、正義の要請として捉えられるのかを、関連文献を精査しながら厳密に検討した。

以上を通じて、研究方法は文献研究が中心であるが、期間中に開催された国際学会において自らワークショップを組織し、研究成果を逐次報告すると共に、問題を共有する国内外の研究者と有機的に連携して研究を進展させた。具体的には、平成27年7月に米国・ワシントンDCで開催された第27回IVR（法哲学・社会哲学国際学会連合）世界大会においては、“Political Obligation and Political Legitimacy”と題するスペシャル・ワークショップを企画・開催して、国内外の研究者と共に研究を進展させた。また、平成28年11月に沖縄で開催された日本法哲学学会学術大会において、「応報の行方」と題する統一テーマの大会委員長を務め、総括的な研究報告を行うなどして、研究を進展させた。

4. 研究成果

この3年間の研究において、以下のような成果を得た。

(1) 政治的責務を正当化する理論として有

力に主張されている諸理論を、関係論・同意論・利益論・自然義務論の4理論へと分析統合し、各理論を支える基本原理に遡って哲学的な検討を行った。自然義務論こそが理論的に擁護可能な理論であることを示した。

(2) 人は法的状態へと移行する義務を負うというカントの主張を明確にするために、その義務を分析してその義務の根拠となる価値を考察し、支配からの自由を尊重する義務こそが根底的な義務であることを示した。

(3) 支配からの自由を明確にするために、消極的自由や積極的自由といった他の自由との対比を行うとともに、支配からの自由を保障することの意義を示した。

(4) 法的状態を達成するためには、犯罪を予防することが不可欠である。犯罪予防を目的として正当化される刑罰が、応報の観念によって正当化されるのかを検討するために、応報を規範的に要請する応報主義を分析し、応報主義と罪刑均衡やタリオの法との関係を明らかにした。また、応報主義を帰結主義によってではなく義務論によって正当化しうる根拠が何でありうるかを示した。

(5) 国家状態（国家が存在する状態）は自然状態（国家が存在しない状態）よりも人々に利益をもたらすという自然状態テーゼを、ゲーム理論を用いて多角的に検討し、死を免れずそのことを認識しているという人間の存在論的事実によって、自然状態テーゼが成立することを示した。

(6) 法的状態を実現する義務が、グローバルな正義とどのような関係を持つかという問題について、グローバルな感染症リスクに対処して各国が負う義務を検討し、自国内のリスクに対処する義務だけではなく、他国のリスク対処を支援する義務をも負うことを示した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計8件)

瀧川裕英「票を不平等に配分する 票配分原理の探究」『立教法学』95号、有斐閣、120-144頁、2017年、査読無

瀧川裕英「書評：横濱竜也『遵法義務論』「不正な法に従う道徳的義務はあるか 法哲学の根本問題に挑む」」『図書新聞』第3282号、3頁、2016年12月10日、査読無

瀧川裕英「応報の問題地図 統一テ-

マ「応報の行方」について」『法哲学年報 2015』有斐閣、1-15 頁、2016 年、査読有

瀧川裕英「責任能力は責任に依存する」『法学教室』2016 年 7 月号、有斐閣、8-13 頁、2016 年、査読無

瀧川裕英「死と国家 政治的責務論の存在論的転回」『法と哲学』創刊号、信山社、167-193 頁、2015 年、査読有

瀧川裕英「人質殺害事件の衝撃と自己責任論の分析」『法律時報』2015 年 4 月号、日本評論社、1-3 頁、2015 年、査読無

瀧川裕英「エボラ出血熱とグローバルな正義」『法学セミナー』2015.4、日本評論社、50-52 頁、2015 年、査読無

Hirohide Takikawa, "Book Review on Sekai Seigi Ron (On Global Justice) by Tatsuo Inoue" Social Science Japan Journal, 18(1), pp. 106-109, 2015. 査読無

〔学会発表〕(計 3 件)

瀧川裕英「4 つの票配分原理」公共政策学会「票の平等の政策論：経済学と規範理論の対話」セッション報告、日本大学（東京都・千代田区）、2016 年 6 月 12 日

瀧川裕英「提題：応報の行方 応報をめぐる 7 つの問い」日本法哲学会学術大会：統一テーマ「応報の行方」報告、沖縄県市町村自治会館（沖縄県・那覇市）2015 年 11 月 8 日

Hirohide Takikawa, "Political Obligation and Human Mortality," Presented at the Special Workshop on Political Obligation, coordinated by Hirohide Takikawa, 27th IVR World Congress, Georgetown University Law Center in Washington D.C., USA, July 27, 2015

〔図書〕(計 8 件)

瀧川裕英「支配からの解放」指宿信・木谷明・後藤昭・佐藤博史・浜井浩一・浜田寿美男編『刑事司法への問い(シリーズ 刑事司法を考える 第 0 巻)』岩波書店、153-158 頁、2017 年

瀧川裕英「生計の保障 給付つき税額控除か、負の所得税か、あるいはベーシック・インカムか」『現代租税法講座 第 2 巻』日本評論社、2017 年予定

瀧川裕英「責任と正義」『社会学理論応用

事典』丸善、2017 年予定

瀧川裕英「気候変動下でカントは動物を考慮するか」宇佐美誠編『気候正義』勁草書房、2017 年予定

瀧川裕英「児童手当は独身者差別か？」瀧川裕英編『問いかける法哲学』法律文化社、152-167 頁、2016 年

瀧川裕英「『他者への自由』と共和主義の自由」瀧川裕英・大屋雄裕・谷口功一編『遅しきリベラリストとその批判者たち 井上達夫の法哲学』ナカニシヤ出版、45-57 頁、2015 年

瀧川裕英・宇佐美誠・大屋雄裕『法哲学』有斐閣、i-vi, 3-30, 91-122, 177-188, 265-298, 325-354 頁、2014 年

瀧川裕英「正義の宇宙主義から見た地球の正義」宇佐美誠編『グローバルな正義』勁草書房、81-101 頁、2014 年

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織
(1) 研究代表者
瀧川 裕英 (TAKIKAWA, Hirohide)
立教大学・法学部・教授
研究者番号：50251434